

令和5年度以前に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた方(辞退者・終了者)へ

在学期間中、願い出により卒業予定月まで返還期限を延ばすことができる「在学猶予」を希望する場合は、下記の期日までに、各自スカラネット・パーソナルより「在学猶予願」を提出してください。

<締 切 日> 令和6年4月23日(火)

※ 未手続きの場合は、貸与終了月の翌月から7ヶ月目の27日より返還が開始となります。
(令和6年3月辞退者は、令和6年10月より返還開始となります)